

貸与の重要事項

13 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について

一部の福祉用具とは固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行います。

- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、次の対応を行います。貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明をします。利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行います。医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案致します。
- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討します。

販売の重要事項

13 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について

一部の福祉用具とは固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行います。

- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、次の対応を行います。貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明をします。利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行います。医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案致します。
- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認します。利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うように努めます。商品の不具合時の連絡先を情報提供します。0598-28-8814